

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
土地改良区の役員の退任（ ）
県営土地改良事業の工事の完了（ ）
入会林野整備計画の適否の決定（林務課）
- ◇公 告 齒科技工士試験の実施（医務薬事課）
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課）
- ◇正 誤 平成十年十一月二十七日付鳥取県地方労働委員会告示第二号中訂正

告 示

鳥取県告示第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|-----------|------------------|
| 理事 | 徳 永 秋 隆 | 西伯郡中山町羽田井一五三 |
| 〃 | 籠 津 文 彦 | 西伯郡中山町石井垣一八一 |
| 〃 | 井 上 彰 | 西伯郡中山町羽田井一四一八一〇五 |
| 〃 | 野 川 敏 男 | 西伯郡中山町田中三一九一 |
| 〃 | 村 本 彰 次 | 西伯郡中山町御崎三二一 |
| 〃 | 小 谷 博 貞 | 西伯郡中山町下甲三七七 |
| 〃 | 高 見 昭 久 | 西伯郡中山町松河原一一九 |
| 〃 | 天 鳥 清 憲 | 西伯郡中山町高橋一五三 |
| 〃 | 山 本 儀 雄 | 西伯郡中山町塩津九〇八一二 |
| 〃 | 長 田 潤 之 助 | 西伯郡中山町下市八四四 |
| 〃 | 下 池 忠 正 | 西伯郡中山町田中六三七一一 |
| 監 事 | 円 岡 権 一 郎 | 西伯郡中山町下甲四一六 |
| 〃 | 長 原 幸 充 | 西伯郡中山町豊成五三 |
| 〃 | 奥 田 廣 | 西伯郡中山町八重一七四 |
- 平成十年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 徳 永 秋 隆 | 西伯郡中山町羽田井一五三 |
| 〃 | 籠 津 文 彦 | 西伯郡中山町石井垣一八一 |
| 〃 | 佐々木 富 康 | 西伯郡中山町羽田井一四一八一〇二 |
| 〃 | 野 川 和 義 | 西伯郡中山町田中五二一 |
| 〃 | 村 本 彰 次 | 西伯郡中山町御崎三二一 |

〃 小谷 博 貞 西伯郡中山町下甲三七七
 〃 高見 昭 久 西伯郡中山町松河原一一九
 〃 天島 清 憲 西伯郡中山町高橋一五三
 〃 山本 儀 雄 西伯郡中山町塩津九〇八一二
 〃 長田 潤之助 西伯郡中山町下市八四四
 〃 下池 忠 正 西伯郡中山町田中六三七一一
 監事 前田 謙 西伯郡中山町御崎一〇六
 〃 長原 幸 充 西伯郡中山町豊成五三
 〃 奥田 廣 西伯郡中山町八重一七四
 平成十年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次
 のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
 定により告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 林 政 幸 東伯郡東郷町大字旭二二七

平成十年十二月二十五日退任

鳥取県告示第二十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律
 第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営かんがい排水事業湖山砂丘地区農業用排水	平成十年三月三十一日

鳥取県告示第二十八号

岩美郡岩美町大字銀山三三三銀山入会林野整備組合代表者山本澄男から申請のあった
 銀山入会林野整備計画については、平成十年十二月十日適当と決定したので、入会林野
 等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六
 条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

銀山入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年一月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の
 翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成11年1月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日
 実地試験 平成11年3月7日（日）午前9時から
 学説試験 平成11年3月8日（月）午前9時から
- 2 試験場所
 鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
- 3 試験科目
 実地試験 歯科技工実技
 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口くう機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
- 4 受験資格
 次のいずれかに該当する者であること。
 (1) 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成11年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
 (2) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成11年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
 (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技

工士免許を受けた者で、厚生大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成11年2月4日（木）から同月12日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

なお、郵送の場合は、平成11年2月12日（金）までの消印があるものに限りに受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付種類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を証する種類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成11年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する種類

(3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものである。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、34,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成11年3月19日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課事課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務課事課（電話0857-26-7189）に照会すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年 1月22日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道東伯野添線橋りょう整備工事（大山滝橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡東伯町大字井滝
- (3) 工事内容

本件工事は、主要地方道東伯野添線の橋りょう上部工を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設
 設計荷重：B活荷重
 上部工型式：3径間連続非合成鋼板桁橋
 橋 長：L=143.0m
 支 間 長：49.5m+49.5m+43.0m

幅 員：全体 W=10.25m

（内訳 車道=3.00m×2、歩道=2.0m）

平面線形：曲線 R=160

架設工法：トラッキング工法（ベント工法）

- (5) 工期 平成11年3月から平成12年3月25日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。
- (3) 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。
- (5) 平成11年1月22日（金）から同年3月2日（火）までの間のいずれの日において、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成元年度以降に、工事が完成し、引き渡しが完了している道路橋における連続鋼板桁橋上部工の製作から架設までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (7) 平成元年度以降において、連続鋼板桁橋上部工の架設工事の現場経験を有する者であること。

<p>(1) 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(2) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年1月22日（金）から同年2月5日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)と同じ</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。</p>	<p>(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
<p>正 誤</p>	
<p>平成十年十一月二十七日付鳥取県地方労働委員会告示第二号（鳥取県地方労働委員会事務局処務規程）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。</p>	
<p>頁 七</p>	<p>段 十 七</p>
<p>行 十 七</p>	<p>語 前 頁</p>
<p>正</p>	<p>前 頁</p>